

第3章 全体構想

1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

- 福岡都市圏における良好な住宅都市として、日常的な生活利便の高さと、恵まれた自然の中でゆったり暮らせる良好な住環境が両立する市街地の形成を図ります。
- J R篠栗駅南北に広がる市街地では、町内での日常生活を支える多様な機能の集積を図り、生活利便の高い、本町の中心を担う拠点市街地の形成を図ります。
- 市街地の周囲に広がる田園及び森林は、暮らしにゆとりと潤いを与える豊かな自然環境であると同時に、人々の営みとともに形成された里の風景を形成するものであり、乱開発を防止し、適切に維持・保全を図ります。
- 国道 201 号沿道等では、無秩序な市街化を抑制しつつ、広域交通ネットワークの利便性を活かした産業業務地及び住宅やその他店舗等の施設用地として、計画的活用ゾーンへの指定を前提に、適切な土地利用コントロールのもとで計画的な活用を検討し、雇用の創出等による職住近接の暮らしの実現による本町の都市活力の向上を目指します。
- 太宰府県立自然公園をはじめとした山々の緑、多々良川の水辺、篠栗八十八ヶ所霊場巡り等の固有の歴史・文化を活かした観光による賑わいの創出を図るとともに、それらの多くが分布する都市計画区域外では適切に自然環境の保全を図り、豊かな自然と観光による賑わいが共存する都市環境の保全・形成を図ります。

(2) 類型別土地利用方針

①拠点市街地

- ・本町の玄関口である J R 篠栗駅南北に広がる市街地では、広域的な移動・交流を支える交通利便の良い地理的特性を活かし、行政サービス、健康・福祉、文化などの公共公益サービスから、日常の生活サービスをはじめとした商業・業務、住宅まで、多様な機能の集積を図り、生活利便性の高い、まちの拠点を担う市街地の形成を図ります。

- ・ J R 篠栗駅から多々良川沿いまでの県道猪野篠栗線沿いでは、多くの住民が利用し、交流する施設としてオアシス篠栗やクリエイト篠栗が立地しており、沿道の施設や河川沿いの水辺等を活かし、駅からのシンボリックかつ魅力ある市街地環境の形成を図ります。
- ・ 交通利便や生活利便を活かし、拠点市街地への中高層住宅の立地を誘導することにより、高密な拠点市街地の形成を目指します。

②住宅市街地

- ・ 計画的に開発、整備されたニュータウンや住宅地では、地区計画制度や協定制度等を活用することにより、良好な住環境の保全・形成を図り、持続可能な市街地環境の形成を図ります。
- ・ 低層の建物を中心に、まとまりある市街地景観やゆとりある住環境が形成されている地区では、将来的な高度利用等を前提としない場合、土地利用特性をふまえた適正な容積率の設定や地域地区制度等の活用を行うことにより、良好な居住環境の保全・形成を図ります。
- ・ また第一種低層住居専用地域のうち、商業地域と隣接した箇所においては、土地利用規制の整合を図るため、町民の意見や必要性を考慮したうえで、必要な都市計画の見直しを検討します。
- ・ 計画的活用ゾーンに示されたエリアでは、増加する住宅需要に対応するため、必要に応じて適切な質・量の宅地整備により良好な居住環境の形成を図ります。なお、既成市街地内においても、空き家及び空地、低未利用地などの活用による居住環境整備を図ります。
- ・ 緊急車両等の通行が困難な狭あい道路や行き止まり道路等が多く見られる住宅地では、官民の協働により、生活道路の整備・改善に取り組み、安全・安心な市街地環境の形成を図ります。
- ・ 九大演習林の一部にあたる西側処分予定地では、周囲の自然環境や景観との調和を図りながら、緑ゆたかなゆとりある低層住宅地として、計画的な土地利用更新を図ります。
- ・ 採石場跡地では、周囲の自然環境や景観との調和を図りながら、緑ゆたかなゆとりある低層住宅地として跡地活用について、市街化調整区域指定の趣旨を踏まえつつ、地区計画策定等を検討したうえで、将来的な土地の有効活用を図ります。

③産業業務地

- ・ 福岡東鉄工団地では、交通利便を活かした良好な生産環境の維持・向上に努め、施設の機能強化を図るとともに、隣接する住宅地の住環境に配慮し、団地外周および敷地内の緑化等による適切な土地利用を図ります。
- ・ 尾仲・乙犬地区の県道 607 号福岡篠栗線沿道では、広域的な交通利便を

活かし、工業系に加え、流通業・卸売業等の新たな産業の集積による沿道型の産業業務地の形成を図ります。

- ・和田地区・津波黒地区・高田地区の国道 201 号沿道では、インターチェンジへの近接性を含む広域交通の利便性や、工業団地への近接性を活かし、工業・流通業・商業等の産業業務地として、周辺の営農環境や自然環境、住環境に配慮するとともに、無秩序な開発等による市街化を促進しないよう配慮した、計画的な土地の活用を検討します。
- ・九大演習林の一部にあたる東側用地では、周囲の自然環境や景観との調和を図りながら、土地の有効利用による新たな産業用地として、計画的な土地利用更新を図ります。
- ・採石場や塵芥処理場跡地では、周囲の自然環境と調和を図りながら、新たな産業用地として跡地活用について、市街化調整区域指定の趣旨を踏まえつつ、地区計画策定等を検討したうえで、将来的な土地の有効活用を図ります。

④田園

- ・多々良川沿いや山すそ等の市街化調整区域に広がる優良な農地は、第 1 次産業の生産基盤であり、また都市の水環境の調整や生物の生息環境等、多様な機能を有しているとともに、市街地の背景として、都市にゆとりと潤いを与える重要な要素です。そのため、田園・農地の保全と、無秩序な開発を抑制する土地利用誘導との調整を図るとともに、さまざまな農業振興施策を取り入れながら、営農環境の維持・向上に努めます。
- ・国道 201 号沿道をはじめとする市街地との境界部付近では、宅地需要に対応した適切な開発をおこなうため、計画的活用ゾーンへの移行を前提として、質・量ともに配慮した計画的な市街地開発を行います。
- ・集落地では、生活道路や下水道等の生活基盤施設をはじめとした集落環境の整備・充実を図り、地区計画や優良田園住宅制度等を活用したゆとりある住環境の整備を行います。

⑤森林

- ・本町の大部分を占める森林は、保水機能や二酸化炭素の吸収、生物の生息環境等、防災面や環境面から多様な機能を有するとともに、貴重な自然に身近に触れ合うことができる場であり、所有者の適切な維持管理を促すとともに、地域材の利用促進や労働力の確保等多様な施策に取り組むことにより、緑豊かな都市景観の骨格を形成する重要な要素として、森林の適切な維持・保全を図るとともに、観光レクリエーションにおける交流の場として積極的な活用を図ります。

⑥親水レクリエーションゾーン

- ・市街地の中央を流れる多々良川は、都市に潤いを与えるオープンスペースであり、その特性を活かし、連続する水辺環境を楽しめる散策路や川への眺めを楽しめる空間づくりなど、水辺を活かした環境整備を図り、日常的な生活環境の中における身近な親水レクリエーションの場の形成を図ります。
- ・特に、拠点市街地周辺では、公共公益サービス等の交流施設との一体的な利用を見据えた魅力ある水辺空間の形成に努めます。

⑦森林レクリエーションゾーン

- ・市街地の三方を取りかこむように広がる森林は、太宰府県立自然公園を中心に、森林セラピー基地*をはじめとした数多くの散策路や歴史ある寺社・霊場が分布しており、町内外から多くの人々が訪れ、自然に親しめるレクリエーションの場として、自然環境の保全・活用を図るとともに、本来の自然環境に配慮しつつ、訪れる人や車両に対するアクセス機能やサービス機能の強化・充実を図ります。

*森林セラピー基地…特定非営利活動法人「森林セラピーソサエティ」によって、癒し効果が科学的に検証された森林浴効果（＝森林セラピー）があると認定された森林やウォーキングロードを持つ地域のこと。

⑧文教ゾーン

- ・移動距離の制約等を受けずに、誰もが学びや保育の機会を享受できるよう、教育及び保育施設の整備・活用等を図ります。

⑨都市施設（ごみ処理場）ゾーン

- ・クリーンパークわかすぎは、須恵町、粕屋町、篠栗町で構成している一部事務組合（須恵町外二ヶ町清掃施設組合）が運営しているごみ処理場です。計画に即した適切な土地利用を図ります。

（3）適正な土地利用コントロールに関する方針

①市街化区域及び用途地域

- ・定住型の住宅都市づくりとしての住環境の向上や拠点機能の強化、新たな産業業務機能の集積等、本町が目指すまちづくりの実現に向け、適切な用途地域の指定または見直し、または地域地区の活用等を図ります。
- ・市街化区域内において、将来的に市街地が形成される見込みのない地区

については、区域区分の見直しも含めた、地区の実情をふまえた適切な土地利用コントロールを検討します。

②市街化調整区域

- ・市街化調整区域では、将来的な人口・世帯数や高齢化等の動向をふまえるとともに、本町の特性である緑豊かな自然に包まれた住宅都市づくりの観点から、原則として開発を抑制し、無秩序な市街化を防止します。
- ・市街化区域に近接し、道路等の都市基盤が整っている地区では、既存の交通環境や周囲の市街地環境を悪化させないとともに、無秩序な開発の広がりを促進しないと想定される場合には、区域区分の見直しや地区計画制度等を活用した計画的な整備及び土地活用を検討します。

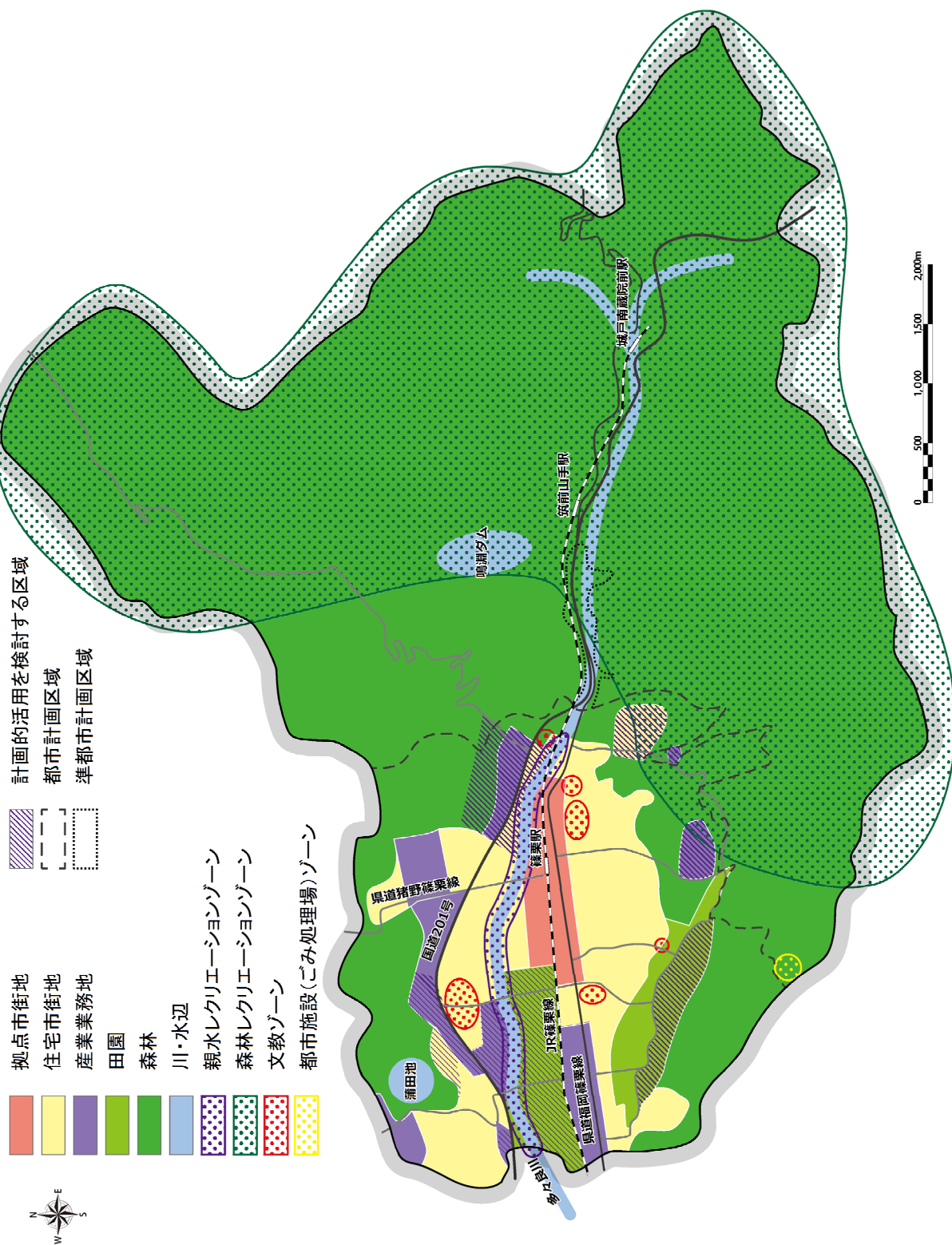
③準都市計画区域

- ・国道 201 号沿道区域では、周囲の豊かな自然環境や景観と調和した観光レクリエーションに関連する魅力的なサービス施設等の立地を許容しつつ、無秩序な開発や既存の集落環境を阻害する土地利用を抑制するため、用途地域等の指定により、適切な土地利用の整序及び環境の保全を図ります。

④都市計画区域外

- ・都市計画区域外では、農林業関連による施策や森林法や自然公園の指定による制限等により、良好な自然環境や自然景観の保全、集落環境の維持・向上を図り、都市計画区域内外において本町の恵まれた自然について一体的な保全を図ります。

▼土地利用方針図



2. 市街地整備の方針

(1) 基本方針

- J R 篠栗駅を中心とした南北市街地において、町の中心拠点にふさわしい市街地環境の形成を図るため、住民や来訪者等の交流を促進する魅力ある空間づくりや、駅南北の円滑な往来を支える歩行動線の整備と歩きたくなる歩行空間づくり等により、賑わいある町の中心拠点の形成を図ります。
- 地区の特性を活かした通り景観の形成等により、魅力ある沿道環境の形成を図ります。
- 誰もが安心して安全に住み続けられるよう、生活道路等の基盤施設の改善による住環境の向上を図ります。

(2) 市街地整備の方針

① 中心拠点地区

- ・ J R 篠栗駅を中心とした南北市街地の一体化による多くの人の交流の場となる中心拠点の形成を図るため、J R 篠栗駅における自由通路を整備しており、今後、駅周辺への施設配置や機能強化等を通じて一層の回遊性の向上を図り、南北が一体となった中心拠点機能の強化を図ります。
- ・ J R 篠栗駅では、駅前広場等の整備・充実等による交通結節機能の強化に向けた検討を図るとともに、標識や案内板等の整備・充実を図ることにより、町の玄関口であり、まちの顔となる駅前空間の形成を図ります。
- ・ J R 篠栗駅周辺から多々良川にかけて、住民の憩いや交流、散策や回遊性を高める歩行環境や水と緑を活かした魅力ある空間の整備・充実を図り、町の顔となる中心拠点にふさわしい景観整備を図ります。今後、公共公益施設の大規模更新等と合わせて、施設を中心とした周辺と一体的なまちづくりを進め、篠栗駅南側や国道 201 号沿道等と連携した町の核となる中心拠点の形成を図ります。

② 県道 607 号福岡篠栗線沿道地区

- ・ 都市計画道路の整備に合わせた魅力ある沿道施設の集積を図るとともに、まちの東西の骨格を形成する通りとして、まとまりと魅力ある沿道景観の形成を図ります。

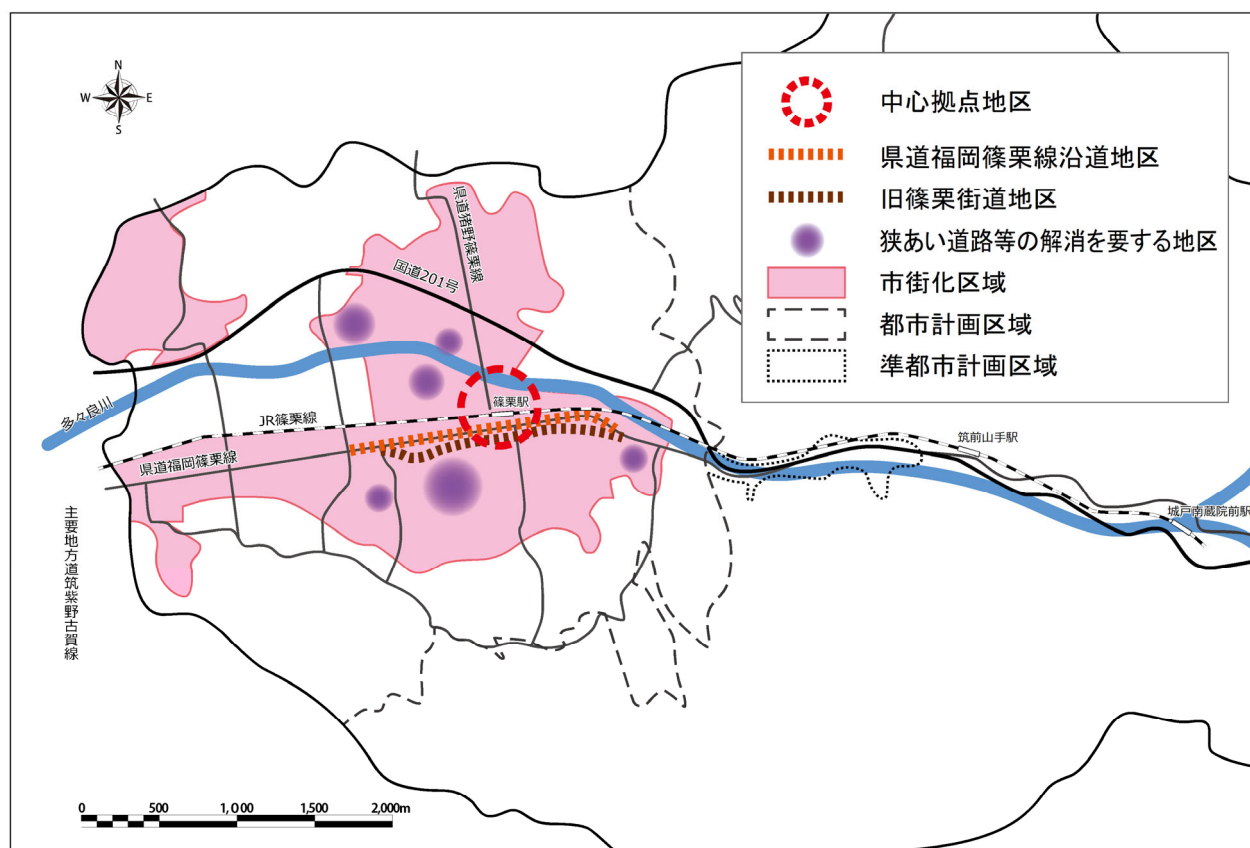
③旧篠栗街道地区

- ・旧篠栗街道の歴史的な道すじと水路、住宅や庭木が作り出す沿道のまちなみを活かし、公共施設等の改良や建築物や塀・緑等による修景等を誘導することにより、地区の歴史と文化を活かした魅力ある通りの形成を図ります。

④狭あい道路等の解消を要する地区

- ・幅員が4 m未満の狭あいな道路が多く見られる地区や緊急車両の通行が困難な道路網のみの地区では、狭あい道路等整備促進事業等を活用し、建築物の建替え時における後退用地や空地等を活用した生活道路の改善を図り、安全な市街地環境の形成を図ります。

▼市街地整備方針図



3. 交通施設の整備方針

(1) 基本方針

- 広域的な交通利便を支える幹線道路の整備・充実を図るとともに、町内における地域間の交流・連携による回遊性を向上させるため、地域間を結ぶ交通ネットワークの形成を図ります。
- 自由通路の開通による市街地からのアクセス向上に加えて、交通結節点であるJR篠栗駅周辺において公共交通の利便性を高め、駅舎及び歩行空間の一体化等も含めた南北市街地の回遊性の向上を図ります。
- 市街地内を流れる多々良川沿いや風情を感じさせる旧篠栗街道の道すじ等を活かした魅力ある歩行空間の整備を図るとともに、緑豊かな山間や田園の中を散策するルート等の充実を図り、多様な魅力を有する歩行環境の充実を図ります。

(2) 道路網の整備方針

①広域幹線道路

- ・福岡都市圏及び筑豊地域との大動脈を担う（都）国道201号篠栗バイパスは、本町の道路網において東西の骨格を形成する広域的な幹線道路として、機能の充実・向上を図ります。

②都市幹線道路

- ・本町南部の市街地における東西の骨格を形成する幹線道路として、（都）乙犬上町線（県道607号福岡篠栗線）の整備を図り、市街地内における円滑な移動環境の形成を図るとともに、快適で魅力ある沿道利用の促進に努めます。

③地域幹線道路及び主要な生活道路

- ・都市計画道路網を連絡することにより、町内の地域間の円滑な移動を支えることにより、地域間における連携や回遊性を高める幹線道路として、既存の道路網を活用しながら、市街地を分断する河川や鉄道を横断する（仮）南北中央線や（仮）南北西線、市街地外周におけるネットワークを補完する（仮）東西幹線の整備・改良を図ります。
- ・市街地の分断要素である鉄道を挟んだ南北のそれぞれの市街地から、中

心拠点であるＪＲ篠栗駅周辺へのアクセスを担う県道猪野篠栗線や（仮）駅南停車場線の整備・改良を図り、拠点地区へのアクセス性の向上を図ります。

- ・災害時に避難所となる学校等の公共施設へ通じる地域幹線道路や主要な生活道路では、避難路や物資の輸送等に必要な幅員の確保等による防災機能の向上を図ります。
- ・通学路や地区内の主要な生活道路等では、緊急車両の通行できない狭あい部分の拡幅整備や危険な交差点等の改良、行き止まり道路の解消、バリアフリー化への対応等とともに、街路灯・防犯灯等の設置等を官民協働により推進することにより、安全で快適に通行できる道路環境の形成と、防犯・防災機能の向上に努めます。

④歩行者・自転車道路

- ・ＪＲ篠栗駅南北の歩行者の往来による中心拠点の賑わいと回遊性の向上を図るため、駅周辺のさらなる整備・改善を図るとともに、一体的な整備に関する調査・検討を行います。
- ・駅や公共公益施設が集積する中心拠点では、バリアフリー化に向けた整備・改善を促進するとともに、歩行者と自転車利用者それぞれの通行の安全性を確保した誰もが使いやすい歩行環境の形成を図ります。
- ・多々良川沿いや旧篠栗街道の道すじでは、水辺の景観や歴史・文化を醸しだすまちなみ等を活かした魅力ある歩行環境の整備・改善を図ります。

（３）公共交通施設等の整備方針

①鉄道

- ・ＪＲ篠栗駅では、南北市街地からの駅利便の向上に向け、駅の南北それぞれに交通広場等の整備・充実を図るとともに、パークアンドライド等の利用促進につながる駐車場・駐輪場等の整備・充実、案内板や標識の設置、景観整備等により、町の玄関口にふさわしい顔づくり及び交通結節機能の強化を図ります。

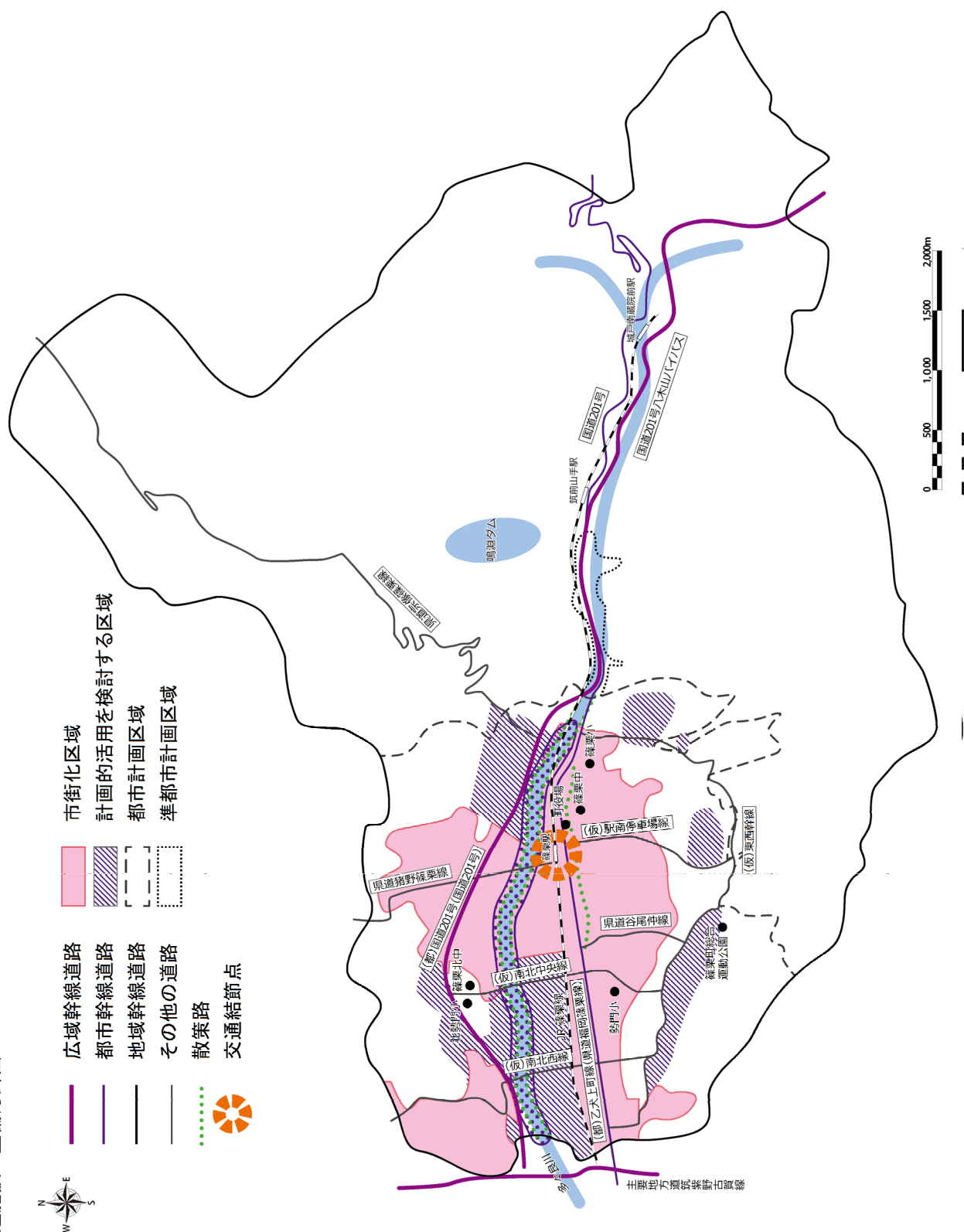
②バス

- ・町内を走るバスは、子どもやお年寄り等の交通弱者にとって、重要な移動手段であることから、民間バス事業者に対して、現在のバス路線の維持及び利便の向上について積極的に働きかけることにより、バス交通の維持に努めます。

③その他

- ・町内を走る福祉バスについては、公共施設が集積する中心拠点と各地区を結ぶ貴重な公共的な移動手段であることから、継続的な運営及び利便の向上に努めます。
- ・福祉バス等の電動化及び電動化された庁用車のカーシェア等を行い町内交通の脱炭素化及び少子高齢化に向けた円滑な移動手段の確保を目指します。

▼交通施設の整備方針図



4. 上下水道等の整備方針

(1) 基本方針

□整備された上下水道等の安定的な利用が確保できるよう機能の充実を図るとともに、安全かつ継続的な利用環境の形成にむけ、適切な維持・管理及び計画的な施設の更新等に努めます。

□公益施設であるクリーンパークわかすぎは、安定的な事業実施のため、適切な施設の維持・管理及び更新等に努めます。

(2) 上水道の整備方針

- ・本町では、計画給水区域の整備はほぼ完了しているものの、給水区域外の一部において、安定した生活用水の確保に向けた検討に努めます。
- ・整備後、長期間経過した水道施設については、定期的な点検・調査、診断、対策等を積極的に行うことにより、長期間の使用に耐える施設の維持・管理及び必要に応じた施設等の更新等に努めます。

(3) 下水・排水施設の整備方針

- ・本町では、公共下水道の整備はほぼ完了しているものの、整備後、長期間経過した施設等も見られ、定期的な点検・調査、診断、対策等を積極的に行うことにより、長期間の使用に耐える施設の維持・管理及び必要に応じた施設の更新等に努めます。
- ・公共下水道の計画区域外では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の整備等、地区の特性に応じた下水・排水施設の整備に努めます。

(4) ごみ処理場施設の整備方針

- ・現在、クリーンパークわかすぎでは可燃ごみの燃料化などの処理が行われており、令和9年度の事業終了後における次期処理施設も敷地内への整備が進行中です。
- ・本施設の適切な維持・管理に努めるとともに、本施設は都市計画施設となっていることから、必要に応じて、名称・敷地面積等、都市計画の変更を行います。

5. 自然的環境の保全及び都市環境・景観の形成方針

(1) 基本方針

- 町の大部分を占める森林の緑や市街地内を流れる多々良川の水辺は、本町の骨格であり、魅力ある都市環境を形成する重要な要素として、豊かな自然環境や景観の保全・活用を図ります。
- 身近な公園や広場等は、子どもからお年寄りまで多様な世代が集い、交流することのできる貴重なオープンスペースとして整備・充実を図り、安心して快適に住み続けられる住環境及び地域コミュニティの形成を図ります。
- 緑豊かな山々に抱かれた市街地としての特性を活かし、周囲に広がる自然と調和した景観形成を図るとともに、地区の個性を活かした魅力ある景観の形成を図ります。
- 本町の自然環境や都市環境等を活かし、地球温暖化の対策やSDGsの達成など、町をあげて脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(2) 自然的環境の保全・活用の方針

①森林の保全・活用

- ・太宰府県立自然公園区域をはじめとした町の三方に広がる豊かな森林は、貴重な自然環境として適切に保全を図るとともに、町内外を問わず多くの人々が身近に自然を楽しめるよう、自然環境との調和に配慮した散策路や展望台等の整備・充実を図ります。

②水辺の保全と活用

- ・多々良川をはじめとした河川では、治水機能の確保を図りながら、河川本来の水質や河川敷の緑地等の環境の保全を図るとともに、河川沿いでの親水空間の形成や水辺の散策路等の整備・充実により、水辺に親しめるレクリエーション空間としての活用を図ります。
- ・篠栗九大の森では、蒲田池の水辺と豊かな樹林地を活かし、住民が身近に水辺を散策等できる憩いの場として、大学との協力・連携を図りながら、適切な維持・管理及び機能の充実・活用を図ります。
- ・農業の営みや治水機能として整備されたため池やダム等の水辺については、本来の治水機能等に配慮しながら、田園や森林地域における水辺を

楽しめる場として、散策路や広場等の空間づくりに努めます。

③農地の保全と活用

- ・多々良川沿いや南部の山すそに広がる優良な農地は、生産基盤であると同時に、都市の治水・遊水機能を有している貴重な自然的環境であり、また市街地に潤いを与える緑地空間として、農業施策と調整・連携を図りながら適切に保全を図ります。
- ・耕作放棄地等の遊休農地については、農業施策と連携を図りながら拡大防止を図るとともに、菜の花やレンゲ、コスモス等の景観作物を活用した美しい田園風景づくりへの活用も含めた有効利用に努めます。

（３）公園・緑地の整備方針

①身近な交流の場を担う公園・広場等の整備

- ・地域における身近な憩いの場や子ども達の遊び場、地域住民の交流の場となる身近な公園や広場については、誘致圏に配慮しながら適切な配置による整備・充実を図ります。
- ・都市公園をはじめとした既存の公園については、利用状況や設備状況を踏まえながら、官民の協働のもと、住民ニーズにあった再整備や維持管理、今後の活用方策等について検討を行い、有効利用を図ります。

②スポーツ交流拠点施設の充実

- ・カブトの森（篠栗町総合運動公園）については、多くの住民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通して交流を促進する拠点施設として、機能の充実を図ります。

（４）都市環境・景観の形成方針

①緑豊かな都市環境の保全・形成

- ・市街地を取り囲む緑豊かな樹林地は、都市に潤いをもたらす貴重な自然であるとともに、本町の風景として多くの住民に親しまれている景観を構成する重要な要素であり、緑地保全地区や風致地区等の制度を活用して、適切な緑地の保全と景観形成を図ります。
- ・市街地では、主要な道路への街路樹の植樹や公共公益施設の敷地内における緑化を促進するとともに、民間の住宅や事業所等の敷地内における緑化を誘導するなど、周囲の自然と調和した緑豊かなゆとりと潤いある市街地環境の形成を図ります。

②地区の個性を活かした景観形成

- ・ 中心拠点地区では、J R 篠栗駅南北から多々良川沿いまでのエリアにおいて、住民が心地よく憩い、集うことのできる公共空間の景観整備等を図り、本町の顔にふさわしい魅力ある景観の形成を目指します。
- ・ 県道 607 号福岡篠栗線沿道では、市街地内の東西の骨格を担う幹線道路にふさわしい機能の充実・整備を図る中で、歩きたくなる歩行空間の整備や沿道の建物等における景観誘導を図ることにより、魅力ある通りの景観形成を目指します。
- ・ 旧篠栗街道沿道では、歴史的な道すじや水路等の公共施設において景観に配慮した整備を図るとともに、沿道の建物等における景観誘導を図ることにより、地区の歴史・文化を活かした風情あるまちなみの保全・形成を目指します。

③一体的な景観形成の推進にむけて

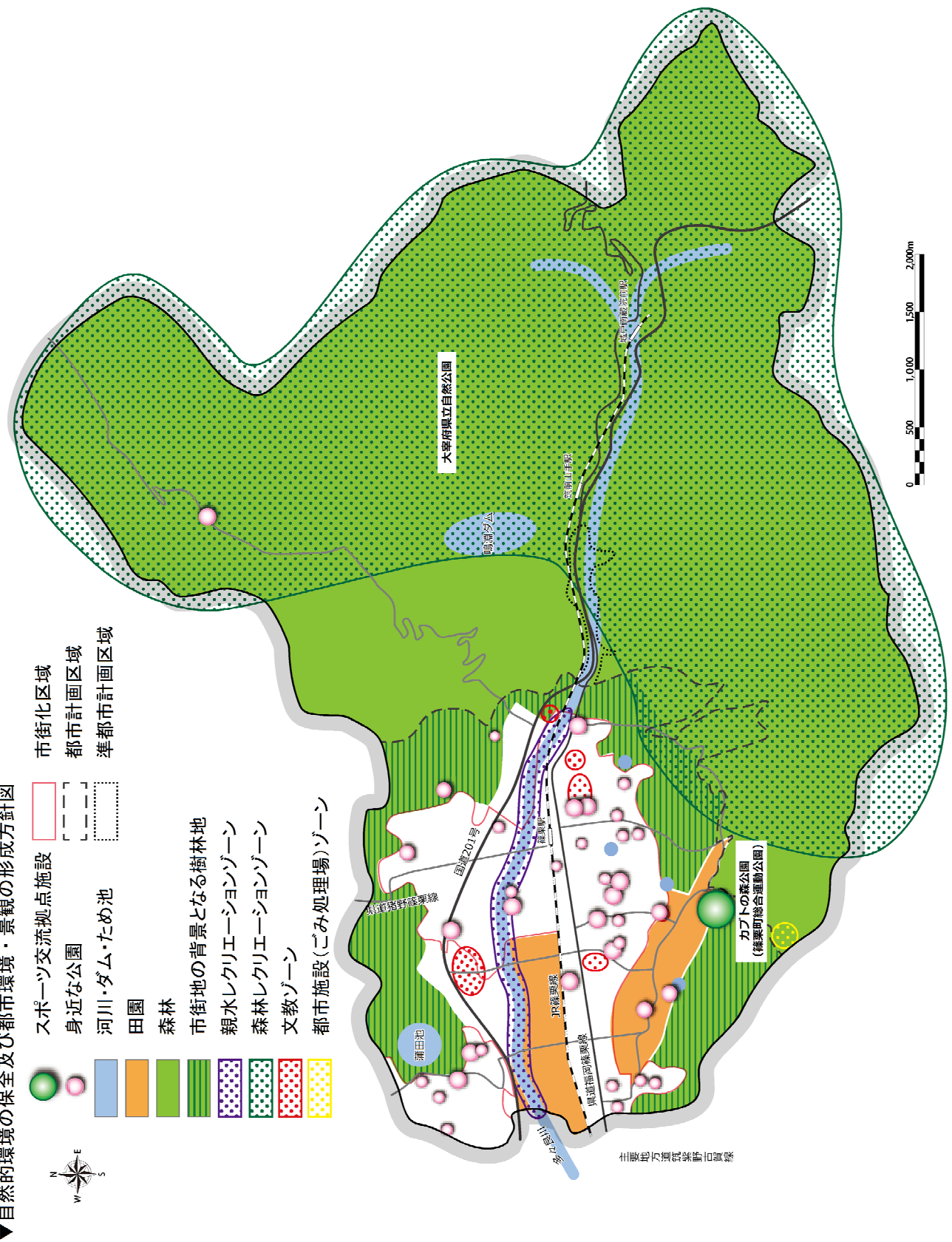
- ・ 本町には、都市計画区域内外を通して、自然・歴史や文化・人々の営みや活動が創り出す多様かつ魅力ある景観が形成されており、将来的には、景観法に基づく景観計画の活用等もふまえながら、官民が一体となった良好な景観形成の推進を目指します。
- ・ 個々の地域の魅力について、景観を通して住民とともに再確認することにより、それぞれの地域の魅力や貴重な資源を活かしたまちづくりに取り組むことで、より一層の観光の振興、地域間の交流促進、地域の活性化につなげることを目指します。

(5) サステイナブルな社会形成に向けての方針

①町内の持続可能な社会実現に向けた取り組み推進

- ・ 町では、篠栗町地球温暖化対策実行計画を改定し、町内における温室効果ガス排出量削減に取り組んできました。また、令和 3 年 9 月 8 日には、令和 32 年度（2050 年度）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言し、脱炭素ロードマップの策定併せて篠栗町地球温暖化対策実行計画の改定を実施しました。
- ・ 今後、篠栗町総合計画を基軸として篠栗町地球温暖化対策実行計画及び篠栗町地域防災計画等の関連計画との整合を図ります。これと同時に本町の自然環境や都市環境を活かした産官民共同による創エネ省エネ対策を実施しながら、持続可能な脱炭素まちづくりに取り組んでいきます。

▼ 自然的環境の保全及び都市環境・景観の形成方針図



6. 都市防災の方針

(1) 基本方針

- 台風や局地的な豪雨、地震等の自然災害に対し、洪水や土砂崩れ等の発生を未然に防止するよう、河川護岸の強化等による治水対策や危険箇所に対する防災施設の整備を促進し、可能な限り災害を未然に防止することのできる都市の防災力の形成を図ります。
- 災害発生時や発生後、人や物の被害を可能な限り最小限化することができるよう、災害を見据えた都市施設の機能の強化や情報の周知・共有を図るとともに、官民が協力・連携した防災環境及び防災体制の形成を図ります。
- 新規開発地等の「適応」と「緩和」に則した脱炭素化を行い、レジリエンスの強化、町土の強靱化及び事務所の BCP 対策強化に繋がります。

(2) 都市防災の方針

①災害の防止に向けた対策の充実

- ・多々良川水系の河川等における洪水被害を防止するため、護岸の整備及び河川内の浚渫等による流域治水対策の強化を図るとともに、水路網や雨水・排水施設の整備による都市全体での治水対策の強化を図ります。
- ・土砂災害の発生の未然防止を目指し、森林の保水機能の保持に配慮した適切な維持・管理に努めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の地区においては、無秩序な開発の抑制を図ります。

②災害に強い市街地環境の形成

- ・幹線道路や主要な生活道路は、災害時の円滑な避難や救助活動、支援物資等の輸送において重要な機能を有しており、適切なネットワークの形成と個々の路線の機能強化に努めます。
- ・公園や学校等の公共施設は災害時には避難所としての役割を担っており、これら避難所については、適切な維持管理を図るとともに、災害の発生予測を考慮しつつ、脱炭素政策と連動したレジリエンスの強化に努めます。
- ・災害リスクや避難情報について、適切に町民に発信・周知し、情報共有を図ることで、安全性の確保に努めます。

- ・地震時に防災拠点施設となる公共施設については積極的な耐震化を図り、民間の老朽建築物や旧耐震基準による地震に弱い建物に対し、耐震診断の推進や、個々の耐震強化、建替えの促進等に努め、地震時の建物倒壊を防止した地震に強い市街地環境の形成に努めます。

③官民が協力・連携した総合的な防災環境づくり

- ・住民の防災意識の向上に向け、ハザードマップ等の防災情報の周知・共有を図り、住民の主体的な防災への取組みを推進します。
- ・初期避難行動の迅速化を目指し、防災無線や防災メール、ラジオ等を活用した情報発信体制の構築を図ります。
- ・災害発生時に、住民の安全な避難や初期活動が自主的にスムーズに行うことができるよう、日常的な地域コミュニティの形成と、自治会等と連携した自主防災組織づくりなど、体制の構築や人材の育成を推進します。

7. 観光振興の方針

(1) 基本方針

□町内の自然・歴史文化等を活かした観光拠点の整備・充実を図るとともに、ブランド化等を行うことにより町の知名度向上、交流人口の増加に努めます。

(2) 観光振興の方針

- ・篠栗九大の森や鳴淵ダム、町内のキャンプ場等、優れた自然環境を有する場所については、適切に保全するとともに、森林セラピーと紐づけた情報発信を行うなど、観光拠点としての整備・活用を図ります。
- ・篠栗四国八十八ヵ所など、歴史的な観光資源については、交流拠点整備等を行うことなどにより来訪者の増加を図ります。
- ・工業団地内企業等と連携し、産業観光等の取組みを推進します。